

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和7年9月5日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 綿引委員 緒方委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年9月5日（金）午前10時00分

## 1 会議録の承認

## 2 一般報告

令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について

令和6年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

教職員の不祥事と「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」について

## 3 審議案件

教委第21号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正  
について

教委第22号議案 第5期横浜市教育振興基本計画策定の基本的方向について

## 4 その他

下田教育長

ただいまから、令和7年9月5日教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。8月5日の会議録の署名者は植木委員と泉委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、8月22日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

○8／26 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、8月26日に市会臨時常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

○8／27～8／29 令和7年度「横浜子ども会議」区交流会

##### (2) 報告事項

○令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について

○令和6年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

○教職員の不祥事と「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、令和7年度「横浜子ども会議」区交流会を、8月27日から8月29日までの間、各区で開催しました。8月27日には瀬谷区に植木委員が、8月28日には鶴見区に緒方委員が、8月29日には戸塚区に森委員が出席いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告いたします。まず、1点目ですが、「令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、2点目は、「令和6年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について」、3点目は、「教職員の不祥事と『学校を安全・安心な環境にするための総合対策』について」、報告いたします。

なお、3点目は、8月26日の市会臨時常任委員会で報告した案件になります。内容につきましては、委員の皆様に事前に御確認いただき、御意見をいただいているものになりますが、本日改めて資料を配付させていただいております。こち

らにつきましても、この後、所管課から報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしましたが、御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、「令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、所管課から御報告いたします。

丹羽学校教育部長

学校教育部長の丹羽です。「令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、御報告いたします。説明は学校経営支援課教育イノベーション担当課長から申し上げます。

加藤学校経営支援課教育イノベーション担当課長

学校経営支援課教育イノベーション担当課長の加藤でございます。8月に開催されました「令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について」、報告いたします。資料を御覧ください。横浜市教育委員会では、毎年、市立学校の教育課程の編成・実施・評価・改善を促進し、学習指導の充実を図るため、「教育課程研究委員会 総則部会」及び「専門部会」を組織して研究を進め、8月に研究協議会を開催しています。令和7年度は本協議会を、今年度発足した横浜教育イノベーション・アカデミアの一環として位置付け、特に「総則部会研究協議会」においては教職員のみではなく大学生や企業の参加も可能とし、これから横浜の教育について議論いたしました。また、当日は、ほかの自治体の教育委員会からの参加もありました。中でも令和7年8月19日火曜日に開催された「総則部会 研究協議会」では、全ての横浜市立学校で子どもを中心とした学びを実現するためには、児童生徒の声を聞くことが必要との思いから、横浜市教育課程研究委員会の歴史の中で初めて協議会に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒が参加・登壇し、子どもたちから学校教育に対する思いを聞きました。

項目1を御覧になってください。「1 令和7年度 教育課程研究委員会 研究テーマ」は、「全ての子どもが自らの可能性を見いだす学びの実現に向けて」としました。

項目2を御覧になってください。「2 総則部会研究協議会 開催概要」は、先ほどもお伝えしましたとおり令和7年8月19日火曜日で、関内ホールにて開催いたしました。当日は、来場のほか、オンラインによる参加もありました。また、総則部会研究協議会のテーマは、「全ての子どもが自らの可能性を見いだす学びの実現に向けて～探究的な学びの充実～」しております。この横浜市教育課程研究委員会研究協議会は、総則部会を皮切りに、8月20日水曜日の一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会、8月21日、8月22日の各教科専門部会と、4日間にわたって開催されております。

項目3を御覧になってください。「3 令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の特徴」となるところをまとめました。まず一つ目は、「子どもと、教員を目指す大学生による子ども実行委員会の開催」です。横浜市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の代表が、子ども実行委員としてステージ上で自身の学びに関する意見を発表しました。また、子ども実行委員会の進行は、横浜市で教員を目指す2名の大学生が務めました。続いて、二つ目に、「横浜教育イノベーション・アカデミアの一環として会場内での協議を充実」させたことです。ホール内観覧席では、席が近い人同士でグループを作り、教職員や子ども実行委員、一般参加の大学生や企業からの参加者、会場の皆で一緒に議論しまし

た。また、オンライン参加者もオンライン上でグループ討議ができるようになりました。そして、三つ目の今年度の特徴としては、「高校生と中央教育審議会委員、起業家によるパネルディスカッション」を行いました。今年度は、現在協議が進んでいる中央教育審議会教育課程企画特別部会委員を招いて、次期学習指導要領改訂に向けた国の動向を確認いたしました。また、委員の話や高校生の声、起業家の意見を聞きながら、横浜市の今後の教育について皆で考えました。

項目4、裏面を御覧になってください。「4 令和7年度教育課程研究委員会研究協議会 参加者数一覧」を載せております。4日間での参加者数は、集合・オンライン合わせて延べ1万1,449人となっております。

項目5「令和7年度 教育課程研究委員会研究協議会の発信」を御覧になってください。8月19日に開催されました総則部会当日の流れを載せております。そこでの主な参会者の声としては、「様々な校種の子どもたちの意見が聞けてよかったです。体験があること、対話があること、子どもたちが主体的に学べる環境であることが、子どもたちの探究活動のキーワードになっていると思いました」という意見や、そのほかにも「『すべての子どもが』『探究的な学び』を自身で進めていくためには、問い合わせが自分事になっているかどうかが大切である」という意見や、「探究的な学びを実現するには、私たち教師自身がそもそも探究的である必要がある」といった意見も聞かれました。

続いての資料の下段には、その翌日8月20日に行われました一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会についての流れも載せております。8月20日の協議会では、市立学校の実態を基にした事務局提案と、大学から講師を招いてのパネルディスカッションを行い、特別支援教育の視点を大切にして皆で協議いたしました。この日の参会者からは、「アセスメントや日々の子どもの声やサインを見逃さないことを大切にしていくこと、子どもの今できていること、強みを大切にしていくことを再度意識していきたい」といった声や、「講師の話を受けて様々な学びを得た」という声、また、「教師は子どもたちの最大の環境である。子どもが自ら自己選択・自己決定できるようにしたいと改めて子ども一人ひとりを大切にする意識を高められた」という声を聞くことができました。暑い夏の4日間でしたが、諸会場で子どもたちを中心に置いた協議が繰り広げられていました。以上、報告を終わりたいと思います。

下田教育長

説明が終了しましたので、御質問があればお願いします。

緒方委員

説明どうもありがとうございました。私も8月19日、8月20日、8月21日と参加させていただきました。私が思ったのは、今年は横浜市教育課程研究委員会研究協議会というところに非常にこだわっていただいて、聞くだけの会ではなく、教職員からも発信する、参加者からも発信するということで、非常に充実した会だったと思います。あと、参加している子どもが、本音で自分の言葉で話せたということは素晴らしいなと思ったのと、総則部会で子どもたちから発せられたものをこれからどのように自分たちの教育課程につなげていくかというところが教育委員会事務局の課題かなと思いました。どちらにしても新しい取組で、それが非常に有機的につながって良かったと思いました。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。私も2日間参加しまして、今、緒方委員がおっ

しゃったように、子ども理解が教育課程だという話がその回の冒頭にあったのですが、そのために子どもたちの意見を生でみんなで聞いて、そこで共通言語も持ちながらみんなで考える時間を持てたということはとても意味があったなと思っています。子どもたちから「こんな学校が良いな」とか、逆に「こんな授業は嫌だな」など、素直と言いますか、すごく率直な意見がたくさん出ていましたし、それを受けた私も教職員のグループワークの中に入りましたが、「自分の引き出しをもっと増やさなければいけない」ということをおっしゃられた教員もいるなど、もっと社会とのつながりと自分自身を持たなければいけないと思ったという子どもたちの声を受けて、自分が何をどうしたら良いのかということをすごく話していました。

同時に、すごく戸惑っている教職員ももちろんいて、学校の現状と子どもたちの声との間をどのように埋めていくかということの戸惑いを教職員同士で話せていることもとても良くて、そんなすぐにこれとこれとこれを行えば良いと明確に見つかることばかりではない、それだけ鋭い子どもたちからの指摘もあったので、戸惑いを共有できる時間があったのがとても良かったと思います。次年度以降もぜひこういう時間を取りながら、更に発展していくただければと思いました。

次年度以降にといったときに、更にどんどん欲が出てしまいますが、欲を言えばというところで三つほど思ったことがありましたので、申し上げたいと思います。今回の深い学びというところで、「探究的な学びの充実」ということがキーワードとしてあった中で、課題発見について皆さんで結構注目しながら学んだ時間だったなと思っています。もう一段階、更に社会の中で課題発見、若しくは課題解決というのが現状どのようになっているのかということまで知りながら深められると良いなと思いました。と言いますのは、私自身、課題がないところに無理やり課題を見つけようしたり、そこに課題や、支援すべき人がいるから支援しないといけないという構造にしていくことなど、そこに危うさを感じこともあります。そのため、安易にそうしないこと、それをみんなで、子どもたちも教職員も一緒に学んでいくということは一つ大切なポイントだと思いますので、課題発見、課題解決と、そのもう一段階先に行けると良いなと思ったことが一つです。

あと、プロセスのことについてもっと深められる時間が良いなと思いました。例えばみんなで振り返ろうなど、そういった振り返りの話も結構あったと思います。その振り返りを更にどう深めていくのかということについて、その後の数日の中でもしあったら教えていただきたいです。みんなで一人ひとりの振り返りを更にどう充実したものにしていくのかということについて、私自身、もう少し聞きたかったな、皆さんと話ができたら良かったなと思いました。良い批判者になるというところの中に、「be kind」といって、人として尊重しながら、「be specific」、もっと具体的、より具体的であることなど、「be helpful」、良くしていくためにどのような批判をしたら良いかという押さえどころはこんなのがあるよねというフレームワークをみんなで更に知ったりしながら、子どもたち自身が良い批判者になっていくということを深められる。いろいろな人たちの角度で自分自身がもっと知っていくということがしやすくなるようなことに、どのようにより深い学びにプロセスを近づけていくかという話にももっと行けると良いなと思いました。

最後に、自己調整、自己選択ということが今回、一番聞いたキーワードかなと思います。自分に合った学び方を知るということ、そのために環境を作っていくことというのが子どもたちからもたくさん出ていましたし、今回のいろいろな専

門家の先生方からもありましたので、どこまで枠組みを作つてどこまで作らないかというのが、人によって、子どもたちによつて環境は変わつると思うので、みんなで更にそのバリエーションの引き出しを深められるような場面を増やしていくいただきたいと改めて思ひました。毎年、非常に進化していますので、更に来年度以降も期待しています。ありがとうございます。

加藤学校経営  
支援課教育イ  
ノベーション  
担当課長

森委員、ありがとうございます。まさに課題の発見、課題の解決もそうですが、今回、子どもの声を聞けたということで、やはり豊かな体験が大事、それを大切にしたい、仲間と関わり合うことを大切にしたいという子どもの声もありましたし、まさに振り返りについても、溝上教授からは、デジタル学習基盤の活用は必須であるという話を聞いていますので、ぜひ自己調整も含めてデジタルの活用、1人1台端末を活用して子どもたちと一緒に学びを創造していくことができたらなと思います。そのためにも、子どもの声を聞いたり、企業や専門家の話を一緒になって共創していくというのは非常に意義深いものだと思いますので、これからも更にブラッシュアップしていけたらなと思っております。

下田教育長

ほかにございますか。

植木委員

御説明ありがとうございました。私も一部ですが、8月20日に参加させていただきました。そのときに、たまたま近くに座つたほぼ知らない教職員同士が同じテーマで、「自分のところはこのように取り組んでいるのだよ」、「そういった方法があるのだね」など、お互いに話ができる良い機会であったと思います。お話を聞いていると、どうしても自分の学校の中でのお話はいろいろできても、なかなかほかの教職員、同じようなケースに取り組んでいる教職員と意見交換をする機会がそはないというようなお話を伺いました。そのため、こういった形でその場でディスカッションができる、そういった横浜市教育課程研究委員会研究協議会であったのは良かったなと思っています。そのため、これからもできればいろいろなテーマでそういう形、どうしてもこの時期に一回できるかどうかというスケジュールにはなってしまうと思いますが、いろいろな方が参加して、御自分だけの話ではなく、ほかの方と会話することで深めていくっていただく。そういう機会が続いていくと良いなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に「令和6年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について」、御報告をお願いします。

住田不登校支  
援・いじめ対  
策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。「令和6年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について」、御報告いたします。説明は不登校支援・いじめ対策課担当課長より行います。

幸柳不登校支  
援・いじめ対  
策課担当課長

不登校支援・いじめ対策課担当課長の幸柳でございます。それでは、御報告させていただきます。お手元の記者発表資料を御覧ください。横浜市では、令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、現に発生している事案の速やかな調査移行を徹底してまいりました。今回の公表は、令和6年度中に調査が終了した事案について、調査結果等を集約して公表するものです。

「1 今回の公表事案」ですが、対象は8件です。このほか2件について、令

和7年2月に報告書を個別に公表済みであり、6年度は計10件の調査が終了いたしました。なお、これらの事案では、調査開始時点で法律の要件に該当するため重大事態調査を行ったものですが、現時点で安定的に学校に通えている児童生徒が多くなっております。

次に、「2 重大事態調査の実施状況の振り返り」ですが、大きく3点を課題と考えております。2ページをお開きください。1点目は、「(1)いじめの認知と重大事態への移行のタイミング」です。8件のうち6件では、児童生徒・保護者からのいじめの訴えの後、学校が組織的に対応しており、重大事態調査にも速やかに移行しておりました。一方で、令和5年度時点で学校において速やかにいじめ認知が行われず、重大事態調査への移行も検討できていなかった事案がございました。こうした事案については、下の枠内にあるとおり、横浜市いじめ問題専門委員会からも、組織的・継続的な支援の必要性や、今年度新規導入した「いじめ対応情報管理システム」を活用した迅速かつ実効的な支援の必要性を御指摘いただいており、早期察知・早期支援を強化してまいります。

2点目は、「(2)早期の組織的対応の徹底と事実等の確認」です。横浜市では、早期に学校での組織的対応を開始するため、いじめの存在が疑われる段階、疑いの時点で学校いじめ防止対策委員会を開き、積極的にいじめの認知を行うこととしております。認知の後、事実確認を行いますが、児童生徒間の言い分が食い違うことや、いじめを受けた児童生徒・保護者が追加の聴き取りを望まれないことなどにより、結果として事実関係を確認できない事案が少くないのが実情です。このような実情を踏まえつつ、早期の組織的対応と正確な事実関係の確認のための努力を継続しながら、児童生徒・保護者と事実や状況を共有し、児童生徒の成長に向けて共に考え、支援していくよう取り組んでいくことが重要だと考えております。この点については、下の枠内にあるとおり、横浜市いじめ問題専門委員会から、事実確認の前提となるいじめの「認知」について、文部科学省の基本方針に曖昧さがあることが示唆されており、他都市の状況も検討しながら、より良い方策を検討してまいります。

3ページをお開きください。「(3)調査の実施と不登校支援」です。8件のうち6件はいわゆる不登校重大事態となっておりますが、うち4件は別室登校や特別支援教室・ハートフルの利用等により、不登校状態の解消の方向に進んでいる、又はその兆しがあることがうかがえます。一方で、そのほか2件は転校に至った事案であり、いじめを受けた児童生徒・保護者の安心感をいち早く育めるよう、複数の教職員による見守り体制の構築や柔軟なクラス替えなど、事案に応じた対策を実践していく必要があると考えております。この点については横浜市いじめ問題専門委員会から、不登校重大事態における「調査」と「支援」を並行して進めながら、苦しんでいる児童生徒に必要な支援を提供していってほしいとの御意見をいただきしております、引き続き一つひとつの事案において、いじめを受けた児童生徒・保護者に寄り添って対処してまいります。

「3 令和7年度の取組」として、不登校支援・いじめ対策部を新設し、学校による早期対応を支援・指導するチームを増員する等、体制を強化しました。また、重大事態に至る前から、学校と教育委員会が情報を共有し、例えはいじめによる欠席が10日になつたいじめの疑いがある児童生徒をシステムで抽出し、学校に対して登校再開に向けた働きかけを促すなど、重篤化・長期化を防ぐ取組も始めております。横浜市としましては、改定した「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを絶対に許さない意識を保護者や地域の皆様と共にし、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、取り組んでまいります。

資料の4ページには、令和6年度に調査終了したいじめ重大事態の一覧を掲載しております。1件、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向により、事案の概要を非公表としている事案がございます。5ページから7ページにかけましては横浜市いじめ問題専門委員会からの答申を、8ページにはいじめ重大事態に関する調査決定の公表ガイドラインの抜粋を載せさせていただいております。また、別紙、(参考)として、令和7年8月末時点でのいじめ重大事態調査の実施状況を入れさせていただいております。報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

下田教育長

説明が終了しましたので、御質問があればお願ひします。

綿引委員

報告ありがとうございます。この報告の中身の資料を拝見すると、共通の課題というのが見えてきた感じがします。多くの学校で兆候を早くつかんで組織的対応ができている学校がある一方で、認知や移行に時間がかかってしまう、結果的に対応が遅れてしまうというケースの学校もある。この違いは、個別の学校の姿勢の問題というよりも、構造的な問題だと私は捉えています。その意味で、2ページ目、3ページ目に書いてある横浜市いじめ問題専門委員会からの御意見も含めて「(1) いじめの認知と重大事態への移行のタイミング」「(2) 早期の組織的対応の徹底と事実等の確認」「(3) 調査の実施と不登校支援」というのは全部つながっていると思います。そのため、システムも整えていただいているし、チームの体制も強化すると言っておられるので、伴走型の支援というのをどのようにシステムチックに動かすかということをぜひ急ぎ検討して着手していただきたいなと思います。

もう1点、横浜市いじめ問題専門委員の方がおっしゃっておられる文部科学省のいじめの「認知」の基本方針の曖昧さというのも、ここに書いてあるだけでは解決しないので、横浜市として何か一定のチェックリストを作つて自発的・自主的にスタートできるような、そういうこともぜひ検討に加えていただいて、文部科学省任せにしないということが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。本当にごもっともな御意見だと思っております。ありがとうございます。まず、学校ごとに差があるものは、学校任せにせずに教育委員会事務局の問題として捉えてほしいとお聞きしておりました。私も全くそのとおりだと思っておりまして、今できることとしまして、学校教育事務所に専門チームを配置しております、そこで速やかに学校支援・指導ができるような体制を取っていますが、一例としましては、導入いたしました「いじめ対応情報管理システム」の活用例ですが、学校と教育委員会事務局がすぐに情報を共有できるものですので、例えばいじめによる欠席が10日となっていると。10日では実際には不登校重大事態の範ちゅうではないですが、システムで抽出したことによって、速やかに登校再開に向けた働きかけをするといったことで重篤化・長期化を防ぐような取組を進めておりますし、進めてまいりたいと思っております。

また、もう1点の「認知」の曖昧さというところでございますが、横浜市では早期に学校での組織的対応を開始するために、いじめの存在が疑われる段階で学校のいじめ防止対策委員会を開いて積極的にいじめの認知を行うとしております。一方で、事案の性質から、事実関係が十分になし得ない場合も少なくありません。それも事実、実情ですので、横浜市いじめ問題専門委員会からの御意見に

	もあるとおり、悩みや傷ついている児童生徒への支援を実施していくことと並行して、「認知」の概念や事実確認の方法等を改めてしっかりと整理し、学校と共有を図っていくという、そういう必要性を感じております。
綿引委員	ありがとうございます。ぜひお願ひします。
下田教育長	ほかにございますか。
緒方委員	御説明どうもありがとうございました。いじめ防止対策ということで、早期発見・早期対応もしっかりと取り組んでいくということで、不登校支援・いじめ対策部を新設したということで、このような手立てを行っていくことは非常に良いことだと思います。ただ、今までたくさんのが行われていて、それでもやはりなくならないというところを考えると、これをまた常にブラッシュアップしていくことを考えていかなければいけないかなと思います。そして、私が思うのは、いじめ防止対策ということを考えると、いじめが起きたときにどうするか。早期発見ということですが、その前段階と言いますか周りを囲うという立場から、やはりいじめを起こさないような例えば環境作り、人的環境、学校で具体的に言うとクラス作り、学年作り、学校作り、そういったところをしっかりと取り組んでいくことでいじめ防止につながるのかなと思いますので、今はもちろんいじめがあったのを、すぐに安心・安全を確保するためにいじめ防止対策を作つて、これはとても良いことですが、やはり安心できる環境作り、集団作りなどにもこれからは力を入れていただきたいなと思いました。
住田不登校支援・いじめ対策部長	不登校支援・いじめ対策部長の住田です。御意見ありがとうございます。まさに教育委員会事務局としてできること、学校としてできること、いじめ防止に向けて様々考えていかなければいけないと思いますし、まず仕組みとしては、例えば横浜子ども会議の取組を仕組みとして作ります。その中で、学校ができるだけのことができるだろうか、子どもたちが自らどういったことができるだろうかという発信に取り組んでいくというのも一つだと思っております。もちろん施設面や、もっと仕組みを整えるということも当然念頭に置きながら、いじめ防止をしっかりとしていくということを考えていきたいと思いますし、先日、横浜子ども会議の区の交流会がありました。緒方委員にも参加していただきましたが、その中で私もはっとしたのですが、子どもたちが毎年いじめの未然防止のために様々な取組をしています。それは事実として素晴らしい取組を皆さん行っているのですが、一方いじめはなくならない、なくなっていないという現実があります。そのため、本当にその取組自体がいじめの未然防止に役立っているのかということを検証しなければならないという意見がありました。まさにもつともだなと思っていまして、ぜひそういったことも踏まえて学校現場で、また、教育委員会事務局が検証ということにしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。
下田教育長	ほかにございますか。
森委員	御報告ありがとうございます。私が今回この資料を読んで一番課題に感じているのは、2ページ目の「(1)いじめの認知と重大事態への移行のタイミング」の8行目から9行目のところですが、学年単位等で生徒の登校再開に向けた働きかけを行っていたものの、学校いじめ防止対策委員会等を活用した組織的な情報

共有がなされていなかったとあります。ここが非常に悔しいです。これだけそうならないようにということを何年も発信してきたことだと思いますし、実際にそれに取り組んできている学校もたくさんあると思いますが、まだこのように学年だけで、場合によっては学級だけで解決しようと思うところがあるとすると、なぜそのような心理になっていくのかなというところも含めてまだ考え続けなければいけないですし、まだ不十分なところがあるということだろうと思います。もしかしたら自分たちが持っているリソース、取り組めること、知っていることの見方だけで何とかなると思っているところがあるとするならば、どれだけ会議がただ会議のためのものではなくてその意味があるのかみたいなことなどを、改めて組織的に対応することの意味ということももう少し更に理解を深めていただくようなことをしていただく必要があるのかなと思います。綿引委員から組織的にという話がありましたが、組織的な対応ができているところできていないところでかなり差が出ると思うので、引き続きそこはぜひお願ひしたいなと思います。

もう一つが3ページ目の「(3) 調査の実施と不登校支援」の「複数の教職員による見守り体制の構築や、柔軟なクラス替えなどの事案に応じた対策を実践していきます」というところについてです。いろいろな方々のお話をお聞きする中で、学校ごとに、若しくは管理職ごとに判断の基準にかなりばらつきがあるなというのも感じる場面があります。そのため、改めてお願ひですが、教職員の皆さんや管理職の皆さんのが、まずどのような選択肢が教育委員会事務局として用意してあるのかということを知った上で、なぜその選択肢があるのか、選択肢を改めて知るということと、その情報が子ども自身や保護者にどのように伝わるようになるかということも改めて考えていただきたいなと思います。多分、伝えているつもりで、一回配ったなど、こういうことができますと一回伝えたということは行っていると思いますが、「伝えた」が「伝わる」ではないケースが結構あるなと思いますので、そこが二つ目です。

あとは、先ほど自己選択の話もありましたが、子ども自身が選択しづらい環境や言いづらい環境などでそこで止まってしまうケースもあると思うので、環境と、あと、最後が判断基準のところですが、あまりにも変動要素が多いので、こういうときはこうすれば良いというそんな単純な仕組みにしてしまうと、逆に弊害が起きてしまうことは重々理解していますが、子どもの心を守ることを最優先に何をしたら良いのかという判断を見誤らないように、引き続き教育委員会事務局としてもできる支援をお願いしたいと思います。

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。様々な御指摘・御意見、本当に真摯に受け止めて対応していきたいと思います。二つ、組織の問題と、子どもの意見、子どもからの表明のしやすさと捉えたのですが、一つ、組織の問題にしましては、学校ごとのというところがどうしても今回もまたあったと考えております。ただ、一つ、昨年度、指導主事が全校の学校いじめ防止対策委員会に参加するということが行われておりまして、そのこと自体は現場の声として非常にありがたいと思います。その中で分からぬことを、ほかの横の事例などといったことの御意見を頂いてありがたいということも聞いております。困っている学校、若しくはいじめの認知のことについてお困りの学校というのはまだまだ多いと思っていますので、そういったところに今回のチームも含めて積極的に学校いじめ防止対策委員会に入っていくというのは一つ手立てになるのではないかと思っております。

また、いじめのことを子どもが素早く相談できるという体制につきましては、様々な場面で子どもの生活アンケートも含めてどういった手法で子どもからの投

住田不登校支援・いじめ対策部長

げかけ・訴えを増やしていけば良いのかということは今検討しているところでございますので、子どもからなるべくハードル低く訴えができるような、そういう仕組み作りをしていきたいと思います。

植木委員

御報告ありがとうございました。私から2点ほど気になったところをお話しさせていただきます。まず1点目ですが、4ページに、いろいろな個々のケースでの再発防止策という形で記載していただいております。この再発防止策というのは、実際にいじめを受けた方、生徒児童に対してまた再びそういったことが起きないようにというための再発防止策ではあると思いますが、ほかの学校若しくはほかのお子さんに対していじめが起きないようにするためにも、こういったことを取り組む必要があると思っています。実際に教育委員会事務局として、当該校以外の方にもこういったことがあらかじめできるようにしておいてくださいというのをどのような形で伝えられていくのか。様々な指導主事の方が各校を回られているというお話を伺っています。ただ、具体的に学校の環境としてどのようにすることでいじめを防ぐことになるのかというのを伝えておくのも重要なことだと思っているので、その辺りはどのように取り組まれようとしているのかというのをまず1点伺いたいのと、あと、私はこの間、横浜子ども会議区交流会に参加させていただいて、毎年出でいらっしゃるわけではない、その年の交流会になつていて、先ほど説明があったように、今まで開催していてそれがどのような効果だったのかがそれぞれで分からぬような流れになつてしまっていたと思います。児童生徒から、これを取り組むといじめが起きないのではないか、若しくは少なくなるのではないかというように、いろいろな意見も出ていたと思います。それを実際に学校で取り組まれるような担保が取れているのか。そして、昨年まで行っていた取組がどうだったのかというのを、やはりそのときの交流会に出席される児童生徒に伝えていく必要があると思っているのですが、その辺りは今後どうされていくおつもりがあるのかというその2点、伺わせていただければと思います。

幸柳不登校支援・いじめ対策課担当課長

ありがとうございます。まず、1点目の再発防止策は、植木委員のおっしゃるとおりだと思っております。今後、具体的にどのように伝えていくかというところですが、先ほどの指導主事が学校に入るといったところはまた継続して行ってまいりますし、今のチームで、例えば再発防止の取りためた知見をたくさん集めているところがございますので、そういったものをまた学校に届けたり、いろいろな手立てに役立てていただきたいというようなものも今作っているところでございます。そういう形で学校に支援していかなければなと思っております。

2点目の横浜子ども会議区交流会の件ですが、交流会で終わりではなく、そこに参加した子どもたちは学校の代表として参加しておりますので、それを学校に持ち帰り、今度は学校全体で取り組んでいくということを行っております。また、今年度、「横浜市いじめ防止基本方針」の改定がございましたので、この後令和8年2月までに各学校の学校いじめ防止基本方針を作成していくことになります。その中で子どもたちの取組、子どもたちの意思や思いなどを反映していくことになっておりますので、そういう形で子どもたちの学んだことを、今の学校の中に戻していくものもそうですし、次年度につなげていくといったことも考えております。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。多少補足させていただきますと、4ページのところに出てる再発防止策は、学校ごとの再発防止策です。それぞれ

策部長

の個別の案件に対する再発防止策を個々に取りまとめております。今の話の補足となりますのが、こういったものの知見を、例えばですが、しっかりとチェックリストのような形で一覧にして表すことで、それぞれの学校が困ったときに、しっかりとその部分ができるかどうなのかということが分かるような、そういった再発防止の取組を進めていきたいと考えています。

また、横浜子ども会議のことですが、子ども会議というのは学校の中で年間を通じて行われています。区の交流会はその一場面であって、そこでの交流を通してまたそれを更にこの半年間プラスアップしていくという取組になっているのですが、先ほども私から少し申し上げましたように、実際のその活動や意見の会議などが効果を奏しているのかという検証を今後求めていく必要があると思っておりまして、学校自ら取り組んでいただいているところはそれで良いのですが、検証することも必要ですということをこちらから発信していきたいと思っています。それによって、また来年度の取組に横浜子ども会議をつなげていくということに、年間を通じてつなげていくというサイクルを回していきたいと思います。

植木委員

ありがとうございます。いろいろな取組を続けていくことで、少しでも悲しい思い、嫌な思いをするお子さんが出ないように、どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

泉委員

御説明ありがとうございました。私からは1点、具体的な質問になりますが、3ページの「（3）調査の実施と不登校支援」の一番最後の行ですか、「調査」と「支援」を並行して進めながら、重大事態に「対処」していくことがとても大事だということを横浜市いじめ問題専門委員の方がおっしゃっていて、恐らく不登校重大事態の対応としまして、複数の教職員による見守り体制の構築や、柔軟なクラス替えなどの事案に応じた対策を実践していくということが書かれています。この複数の教職員による見守り体制というのは、比較的いろいろな学校で初期に取り組まれることかなと思いますが、一方で、柔軟なクラス替えなども行うというのは、被害に遭ったお子さんの救済という効果においては非常に高いものがあると思うのですが、一方で、まだ私たちの国ではそんなに取り組まれているわけでもなく、周囲に与える影響がとても大きいような対応策なのではないかという印象を持ちました。柔軟なクラス替えをスムーズに行うためには、やはり周囲の子どもたちや保護者、いわゆるいじめ案件で言いますと、傍観者や周囲にいるような方々の理解がとても必要なのではないかという印象を持ちました。

その中で、こういった案件に対する個々の事案の対応と、あともう一つ並行して学級や学校の風土や理解の醸成というのがとても重要だということを思うわけですが、いじめかもしれないという疑いが起こった時点でとにかく被害者であると思われる方をまず守るという対策案を有効に取っていくためには、周囲の同意や周囲の風土作りがとても大事だと思います。ここに書かれていることを実現するためには大事だと思うのですが、そのための何か対応策やお考えというものはございますか。少し分かりにくかったと思いますが、結局は資料に書いてある「調査」と「支援」を並行して進めることがとても難しいということが自分でも実感としてあります。調査の段階というのはまだ事実も曖昧ですし、しっかりと分かっていないから、本当は被害者か加害者かを決め切ることができない状態。ですが、被害者支援を並行しなければならないということを、どのように実質的に進めていかれるのか。何か対策案などお考えはありますかという質問になります。

住田不登校支援・いじめ対策部長

不登校支援・いじめ対策部長の住田です。泉委員の今の御質問・御指摘は教育委員会事務局も本当に悩んで、横浜市いじめ問題専門委員会にも御意見をいただきながら、事実認定と支援というものが果たして両立するか。事実が分かっていないのにどのように支援をするのかというところ。ただ、明らかに苦しんで学校に来られない状況になっている児童生徒がいるということも事実ですので、いじめの調査、その事実が認定できない、確定できなかつたとしても、やはりその支援は行うべきだと考えております。その中で今、風土、例えばクラス替え一つにしても様々な、児童生徒だけではない、保護者の方も含めた理解というのが当然必要になってくると思います。今、一つここで言えるのは、横浜市いじめ防止基本方針というものを改定いたしました。この後、学校が今、改定作業に入っておりますが、各学校のいじめ防止基本方針というのが子どもの意見を基に作られていくことになっています。その中で、具体的なクラス替えなど、そういったことも踏まえて、そのような意見も聞きながら、各学校がいじめ防止基本方針を策定し、その共通理解の下でいじめの防止若しくは支援を行っていくと教育委員会事務局は考えておりますので、細かい部分になりますが、そういった子どもの意見、保護者の意見などを聞きながら、各学校でどのように取り組んでいくかということが浸透していくように努めてまいりたいと思います。

下田教育長

よろしいですか。ほかに御質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

「教職員の不祥事と『学校を安全・安心な環境にするための総合対策』について」、所管課から御報告いたします。

三島教育行政監

それでは、教育行政監の三島から説明させていただきます。教職員の不祥事を受けた総合対策についてになりますが、まず、改めてこのような事態を引き起こしてしまったことを市民の皆さんに深くおわび申し上げたいと思います。

教職員による性暴力は、決して許されるべきものではございません。小学校教諭につきましては依然として接見できておりませんが、事実関係が確認でき次第、懲戒処分を行ってまいります。本市で定めております懲戒処分に関する指針においても、児童生徒に対するわいせつ事案は懲戒免職という最も重い処分しかない旨を定めております。本件についても厳正に対処してまいります。

今回の事案が発覚して以降、最優先に考えておりましたのは、学校の安全・安心を守るために今できることは何かということでございます。教職員による性暴力から子どもたちを守るため、様々なリスクを想定し、検討を進めてまいりました。有識者の知見も頂きながら、また、民間や他都市の事例も参考に、対策のいち早い導入に取り組んでまいりました。今回、総合対策としてまとめておりますが、より実効性を高めるために、現場の声を聞きながらブラッシュアップし続けるものだと考えております。決して妥協せず、粘り強く取り組んでまいります。この間、少しでも学校現場の意見を反映させようと、各校長会や、担当者会等で議論を行ってまいりました。今後とも様々な機会を活用して意見交換させていただいて、現場の取組を教育委員会事務局が支援することに注力していきたいと考えております。

子どもたちを守るために、教職員も教育委員会事務局も心を一つにして取り組んでいくほかありません。令和7年7月15日には有識者から構成される対策検討委員会を立ち上げ、7月18日の教育委員会でも御報告させていただき、更に8月26日には市会の常任委員会においても御議論いただきましたが、本日も教育委員の皆さんから御意見を頂いて対策をより良いものにしていければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。詳細につきましては、法務ガバナンス

室長の原田より御説明差し上げます。よろしくお願ひいたします。

原田法務ガバ  
ナンス室長

法務ガバナンス室長の原田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、資料に沿って概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、2ページを御覧願います。「1 教員不祥事の概要について」、「(1) 小学校教諭の逮捕について」でございますが、令和7年6月23日に盗撮等により逮捕、また、7月22日にはわいせつ行為等により再逮捕され、それぞれ起訴されております。現時点でも当該教諭と接見ができておりませんが、事実関係が確認でき次第、厳正に処分してまいります。

3ページを御覧願います。「(2) 中学校長の送検について」ですが、当該校長は、令和7年6月13日に電車の中で女性2名を盗撮し、乗り合わせた乗客により取り押さえられ、戸部警察署に任意同行されました。その後、8月7日には横浜地方検察庁に書類送検されております。当該校長につきましては、8月22日付で懲戒免職処分となっております。

4ページを御覧願います。「2 対策検討に当たっての考え方」でございますが、令和7年7月15日に有識者による対策検討委員会を設置して以降、本市での事案を踏まえ、更に他都市等で発生している事案も視野に入れ、あらゆるリスクやケースを想定し、この間、総合的に対策を検討してまいりました。検討に当たっての考え方ですが、記載の四つの視点となっております。特に左下の図でもお示しいたしましたとおり、スピード感を重視し、夏休み明けの始業に間に合わせるように、できることは全て行うということを目指して対策を講じてまいりました。今後とも学校現場の声を生かしながら、更に学校が主体的に取り組めるよう全力で支援してまいります。

5ページを御覧願います。「3 対策検討委員会委員」ですが、記載の有識者6の方々を委員として委嘱し、専門的な知見で様々な助言を頂いております。最下段の希咲未来さんにつきましては、若年女性支援の活動をなさっていて、教職員向けの研修等に御協力いただき、8月に追加で委嘱しております。

6ページを御覧願います。「4 対策強化のための重層的アプローチ」です。対策を実施するのは、採用前、採用時、採用後の三つの段階が考えられますが、左下に記載した有識者の見解等を踏まえまして、特に採用後の対策に注力した取組を検討しております。具体的には、右の図の中に記載いたしましたとおり、【人的】【物理的】の両面から抑止策を総合的に推進することとし、物理的アプローチ、児童生徒アプローチ、教職員アプローチの三つの観点から検討を進めてまいりました。

7ページを御覧願います。「5 実施・検討中の主な対策」でございますが、今申し上げました三つのアプローチで全13項目の具体的な対策を進めております。本日はこのページで、現時点での進捗も含めまして概要を説明させていただきます。

まず、教職員アプローチですが、①、②については研修に関するものになります、「①犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり」につきましては、対策検討委員のうち神奈川大学の新海教授を講師といたしまして、犯罪学の視点から、既に令和7年8月26日に学校長を対象とした集合型研修を実施いたしました。さらに、学校において教職員向けの研修に活用する三つの研修動画を作成し、その動画の1回目に新海教授と希咲委員との対談を収録いたしております。このように、今までにない視点で教職員自らが考えるきっかけとなるように実施してまいります。「②学校組織マネジメントと人材育成」につきましては、同じく対策検討委員の学校法人桐蔭学園理事長の溝上教授を講師といたしまして、主

に学校組織マネジメントの視点で不祥事を防止するということに関する校長向けの研修を令和7年9月24日に、こちらも集合型で実施する予定しております。③と④につきましては、いずれもコミットメント型と記載いたしておりますが、こちらは教職員が児童生徒等に宣言・約束することで意識・行動の変容につなげていこうとするものでございます。「③コミットメント型啓発手法の展開」につきましては、他都市での先行事例を参考にしておりますが、本市では更に人々の行動をより良い方向に促す行動経済学の「ナッジ」という心理的な手法を活用することで、より効果の高い取組になることを目指しております。この分野に精通している大阪大学の大竹文雄教授からも直接助言を頂きながら検討を進めているところでございます。なお、「④ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信」につきましては、7月31日と8月25日に試行しております。「⑤教職員向け『LINE相談窓口』の開設」につきましては、今まで午前9時から午後5時までだった相談時間を午後10時まで対応可能とし、LINEと電話の双方で相談を受けられる仕組みといたしました。こちらにつきましては9月3日に開設いたしております。

続きまして、児童生徒アプローチになります。こちらは子どもたちの安心と人権を守るという点で重視しているところでございます。「⑥『いのちの安全教育』の推進」ですが、児童生徒が性暴力に関する正しい知識や対処法を身につけられるよう、11月末までに共通の指導資料を用いて全児童生徒を対象に授業を実施いたします。「⑦一人一台端末や専門職等を活用した子どもたちのSOSの早期察知」でございますが、1人1台端末からセクシュアルハラスメント相談窓口に直接アクセスできるようにするなど、子どもたちのSOSの早期察知を強化してまいります。「⑧児童生徒向け専門相談窓口の充実」につきましては、既に夏休み初日の7月22日に開設いたしましたが、性被害に特化した相談窓口について、相談フォーム、電話相談のいずれでも対応できる環境を整え、現在も運用いたしております。「⑨複数の教職員での見守り・相談体制」について、チーム学年経営・チーム担任制を展開することによりまして、児童生徒の視点から複数の教職員に相談しやすい体制づくりを進めてまいります。

最後に、物理的アプローチになります。「⑩情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開」でございますが、既に使用端末を原則、業務利用禁止することはルールとしてございますが、その運用を適切・円滑に行うためにガイドラインを策定いたします。近日中には学校へ通知する予定といたしております。その上で「⑪使用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証」について、例えば校内Wi-Fiを活用した無線インターホンを試行的に設置する等の検証を実施してまいります。「⑫画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築」でございますが、学校活動の記録のために撮影したデータ等につきまして、クラウド環境や学校管理の共有サーバーで一元管理する環境を構築してまいります。「⑬専門業者による点検・隠しカメラ検査機器の導入」ですが、あらゆるリスクを想定し、児童生徒や保護者の皆様の安心につなげるために、専門業者による点検を行うとともに、学校の自主点検で使用するために隠しカメラ検査機器を導入いたします。専門業者による点検ですが、令和7年8月21日に当該の小学校で実施し、不審物は見つかりませんでした。今後はいわゆる抜き打ち検査を行うことによりまして抑止力を高められるように、実施方法を検討してまいります。また、隠しカメラ検査機器につきましては、既に約40台を学校教育事務所等に配備いたしましたので、学校が活用することによりまして、今後、自主点検の精度を高めてまいります。

なお、8ページ以降につきましては、それぞれの対策の詳細について記載して

	<p>おります。特にこの間の学校現場の声と有識者からの助言を踏まえまして対策を検討した内容となっておりますので、御確認願います。先ほど説明させていただきました概要のうち、既に令和7年7月22日から運用を行っております相談窓口の状況につきましては、不登校支援・いじめ対策部長から補足で説明させていただきます。</p>
住田不登校支援・いじめ対策部長	<p>不登校支援・いじめ対策部長の住田です。新設した窓口の相談状況と内容について御説明申し上げます。今回開設しました窓口には、これまでに8件の相談が寄せられております。スクールソーシャルワーカーがしっかりと折り返してお話を聞くという体制を取っておりますが、全てもうこれ以上話したくないというような相談内容でしたので、実際にはそこまでのことができていいないです。個別の事案のことについて詳しく申し上げることはできませんが、セクシュアル・ハラスメントを含めた性の相談に関する被害の相談が5件、そのうち教職員に関する相談は3件ございました。当該事案のその3件につきましては、確認の結果、教職員からの性被害ではありませんでしたが、所管課を通じて学校に確認して、安心して登校できる、そういう環境を整えてまいります。</p>
原田法務ガバナンス室長	<p>長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
下田教育長	<p>説明が終了しましたので、御質問があればお願いします。</p>
緒方委員	<p>御説明どうもありがとうございました。今回のこと、本当に許し難い事案だと思っております。横浜市で働く教職員のほとんどが授業のために毎日しっかりと時間を取り、良い授業ということに努力されているわけですが、現場の教職員は、今回のこの事案、それから対応策、これまでにも夏休み中にされていたと思いますが、そのことについてどのように受け止められているでしょうか。</p>
丹羽学校教育部長	<p>学校教育部長の丹羽でございます。各学校の教職員の声ということでしたが、例えば先ほど御報告申し上げました令和7年度の横浜市教育課程研究委員会研究協議会の場や、若しくはその振り返りやその他の研修の際などで、様々な機会を捉えて教職員の声が集まってきています。その中で、やはり日に日に大きくなっている声としましては、ほかの学校で起ったという認識ではなくて、自分の学校のこと、若しくは自分自身のこととして捉えようと努めている教職員の声が大きくなってきております。また、対策についてですが、具体的な案が示されたことで、改めて校長を中心とした全教職員で不祥事の未然防止に力を入れていくことの大切さが確認できたというような声も来ております。このようなことを踏まえまして、全教職員で話し合って、保護者、児童、地域の皆様の意見等を取り入れた不祥事防止に向けた取組を校内ルールとして策定し、学校ウェブページで掲載しようと準備している学校や、若しくは既に学校内のミドルリーダーたちがチームを組んで、その学校の中の全教職員を対象としまして不祥事防止プログラム等を自主的に推進している学校が出てくる、そのような情報が集まってきております。以上です。</p>
緒方委員	<p>このようなことがいつも起きてしまって本当に残念な思いなのですが、教職員一人ひとりが自分事として捉えていかないと、なかなか解決できない。私は関係ないという思いがあると、また再発してしまうのではないかと思いますが、そ</p>

いうことに関して、自分事として教職員が捉えるようにするために、それを促すような手立ては何かあるのでしょうか。

丹羽学校教育部長

学校教育部長の丹羽です。まさに先ほど声がたくさん集まっているというところでも御説明させていただいたのですが、そういう声が横展開していくと言いますか、全ての市立学校に情報として提供されていく必要があると考えています。ですから、各学校の好事例をその学校だけの好事例にするのではなく、全市立学校で共有していくことで、教職員の意識の向上というものの素地をまずは作っていきたいと思っています。また、今回示した「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」を一度出しただけではなくて、先ほど教育行政監の説明にもありましたが、常にアップデートしながら進めていくことが必要だと思っています。その意味では、学校の教職員や、子ども、保護者、地域の皆様方の声、若しくはアイデア、そういうものを集めさせていただいて常に改善するようなことを、意識だけではなく全市立学校で共有していく際の仕組みとしていく必要もあると考えています。そういうことを踏まえながら、先ほどの令和7年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の御報告でもお伝えしましたが、学校の主役というのは、学校教育の主役というのは子どもたちだということを絶えず発信し続けながら、子どもが安心して学校に来たり授業に参加したりできるように、学校と教育委員会事務局が今まで以上に連携し、学校生活や授業の在り方を中心とした子ども理解の研究を一層推進していきたいと思っております。

緒方委員

今、横展開しているというお話が出ていて、私は横展開が必要だと思います。どういうことかと言いますと、自分はいじめないから大丈夫だという個々の問題ではなくて、それを横展開、つまり、学校という組織の中で、自分たちの学校から出さない、自分たちの仲間からいじめを出さないというその段階に学校がなってほしい。そのための当事者意識であって、一人ひとりが私は絶対やらないということ。これはそれぞれ当たり前のことだと思いますが、自分たちの仲間から不祥事を出さないというその思いが大切だと思います。そのために「LINE相談窓口」や「児童生徒向け専門相談窓口」を開設していただいて、周りで頑張っているほとんどの教職員が安心して業務に取り組み、そして重大事態を出さないということを推進していくというのは私は良いと思いますので、それを進めていただきたいなと思いました。

もう一つ、「いのちの安全教育」というのが今度は児童生徒アプローチということで出ているのですが、これも私はしっかりと進めていけたらい良いなと思います。いじめ重大事態に限らず、子どもたちはいろいろな性犯罪から自分で自分の身を守るという資質と言いますか、そういうことが必要だと思うのですが、この「いのちの安全教育」をぜひこれから推進していただいて、今回は11月末まででしたか、各学校で横浜市が作った資料によって一律に行われるというのは、私は非常に良いと思いますので、もちろんこういう性被害、加害ということもありますが、子どもたちが自分の命は自分で守る。人の命も尊重できる、尊重していかなければいけない。人権教育の領域になってくると思うのですが、その辺りも子どもたちにしっかりと根づかせていただけると良いなと思いました。

横山人権健康教育担当部長

人権健康教育担当部長の横山でございます。緒方委員、ありがとうございます。学校現場からも、この「いのちの安全教育」については、小学校段階、低学年のうちからしっかりと取り組んでいくことが大切という声も頂いております。今年度取り組んでいる事例も教育委員会事務局で把握しまして、今

後もその事例を学校に戻していく、更に取組が進んでいくようにしていきたいと考えております。

下田教育長

ほかにございますか。

綿引委員

ありがとうございます。対策検討委員会委員と様々な論議を重ねて作られた対策なので、実効性のあるものだと思いますし、それを着実に実行してほしいというのが一つですが、申し上げたいことは、見せていただいている学校を安全・安心な環境にするための総合対策というのは、今回起こった性犯罪の不祥事だけをカバーするものではなくて、学校のいじめの問題も含めた、まさに総合対策だからこそ、法務ガバナンス室が担当なさっていると思っています。そのように考えると、先ほどのいじめの実態調査のところに出てきているように、学校が二つに分かれている。迅速にチーム学校でスピーディーな対応ができる学校とそうでない学校がある。そうでない学校でこの問題が起こったときに、子どもたちの5件の声が入ってきたときにどのようにスピーディーに学校として対応して解決してあげるか、声をどのように受け止めるかという、先ほど申し上げた学校が抱えている構造的な課題に切り込まないと、実効性が本当に担保できないのではないかと思います。よって、例えば学校で起こった問題は学校の中で解決して、教育委員会事務局にはできるだけ言わないようにしておこうと思う。そのようなことはないかもしれません。もし報告が遅れているような学校の中にそのような構造があるのでしたら、それは研修ではなくて、本当の意味の組織マネジメントに教育委員会事務局が手をつけないと解決にならないということです。ぜひこれらの有効な施策をしっかりと取り組んでいただくとともに、いじめの対策チームとの連携もしっかりとしていただいて、学校の構造的な課題というのがどういうことなのか、打ち手が足りないということはないのか、そのようなことをぜひ教育委員会事務局全体で考えていただいて、多くの真面目に頑張っている教職員を下支えするためにもしっかりと対策を行っていただきたいと思います。コメントと言いますが意見と言いますか、そのように受け止めていただければと思います。

三島教育行政監

教育行政監の三島です。本当にありがとうございます。お答えになっているかどうか分かりませんが、これまで例えば教職員の不祥事があった場合等は、教職員の人事を所管する教職員人事課が中心になって対応するというようなことが一般的だったかと思いますが、今回は、もちろん教職員人事課も中心的な役割を担っておりますが、不登校支援・いじめ対策部もかなり関わっておりますし、人権担当も関わっておりますし、教育委員会事務局を挙げて連携して対応していくようなことを教育委員会事務局一同考えておりますので、綿引委員の御期待に添えるようにしっかりと取り組んでまいります。ありがとうございます。

原田法務ガバナンス室長

重ねて、法務ガバナンス室長の原田でございます。綿引委員の御指摘、ありがとうございます。総論的なお答えになってしまふかも知れませんが、そもそも私たち法務ガバナンス室は、いわゆる学校現場のリスクを軽減し、学校教育の質の向上のために作られたと認識しております。そういった意味で言うと、今回の教職員の不祥事ないしいじめの事案等々につきましては、そういったリスクをどういった形で軽減できるかということについて、法務ガバナンス室はいわゆるスリーラインの中の第3ラインということで、より客観的な立場でそこはしっかりと確認しながら進める。そういう意味で、綿引委員がおっしゃったような分析や構造的なところにつきましても、しっかりと更に第三者的な視点を持って行うこ

とが法務ガバナンス室の本来的な業務としてあると思っています。そのため、今日は個別の事案で御説明しておりますが、あらゆるそういった事案に対して法務ガバナンス室は第3ラインである客観的な視点を持ちながら、しっかりと行うということを肝に銘じながら、業務を推進してまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

御説明ありがとうございました。資料を拝見いたしました。その上で私からは1点質問、1点意見を述べたいと思います。まず、質問からです。令和7年7月の教育委員会会議の際にも述べたことですが、教員をこれから輩出していく横浜国立大学の教育学部でも、教員養成の初年度の段階から4年間をかけて様々な授業や実習を通し、将来教員になる学生たちに「児童生徒への性加害を生まない起こさせない」、そういった意識や風土醸成を行うべく、4年間通してカリキュラムを行うということで整えているところです。ここでいう意識の醸成や風土の醸成とは一体どのようなものかと言いますと、一つはこれからの学校はゆがんだ欲望を満たせる場ではないという意識を学生全員が強く持つことです。もう一つは、こつそりを許さない意識と、こつそりを見破る鑑識眼を育成していく。そういうことの2点をスローガンに大学として取り組んでいるところです。このような取組は今後、本学だけではなく、教員養成学部を持つほかの大学との情報交換をしつつ、カリキュラムをブラッシュアップしていくということをしていきます。

そこで質問になりますが、今、全国で学校教職員の不祥事に関するニュースが毎日のように報道されているところです。それはそれぞれの自治体で様々な対策を検討しているものと思います。今回、横浜市教育委員会事務局から提案されている総合対策につきましても、これが完成形ではなくて常に、先ほど学校現場の意見を反映させてブラッシュアップしていくというお話をありましたが、それと同時に、ほかの自治体と情報共有や情報交換をするような機会を持つ予定はありますかというのが質問です。

三島教育行政監

ありがとうございます。教育行政監の三島です。まず、そういったほかの大学との様々な取組をしていただけることはすごくありがたいなと思いながらお話を伺っておりました。やはりあらゆる段階でできる対策は全部打っていきたいと考えておりますので、すごく良い話だと感謝を申し上げます。また、他都市との関係ですが、今回、総合対策と銘打って出していますが、これも全てが横浜市のオリジナルかと言いますとそのようなこともなくて、先行する他都市、または民間の事例などもいろいろ集めてまとめたものでございまして、その中身については既にウェブサイトでも公表しておるところ、既に複数の都市からいろいろな御質問や意見交換などのお電話や連絡等を頂いておるところです。というわけで、各都市が様々な悩みを抱えているのであれば、その辺りはお互い共有しながら、対策にはいろいろな切り口、今教育委員会事務局が考えていないような切り口も恐らく存在すると思いますので、その辺りも柔軟に取り入れながら、気持ちとしては既に他都市の知恵も結集しながら作っているつもりでしたが、その視点も忘れないで取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

泉委員

ぜひ情報交換、情報共有の機会を持っていただきたいと思います。もう一つ意見になりますが、今回の総合対策の内容そのものへの意見というわけではなくて

恐縮ですが、述べさせていただきたいと思います。今回のような種類の被害というのは、当然、被害当事者もそうですが、被害に遭っていたかもしれないと不安を抱える当事者やその御家族はもちろんのことですが、それを取り巻く関係者、今回の場合は恐らく当該学校の児童生徒や教職員も少なからず心に傷を作っているものと思います。それは裏切られたショック、あるいは気付くことができなかった罪悪感といったものを抱えて日々過ごされているのかなということを想像しますし、そういった方々は精神的に被損傷性が高い状態にあるといわれます。と言いますのは、ふだんよりも精神的に傷つきやすい状態、そういったことがあるといわれています。現状のように毎日同じような類いの報道を目にしたり、あるいは世間の注目が高まったりしている状態であること、それを感じること自体がこういった方々にとっては計り知れない心的ストレスを毎日積み重ねているということが予想されます。本当にぎりぎりな状態で日々過ごされているのではないかと推測し、とても心配でなりません。

そこで、まず一つは、今後も引き続き当該校の児童生徒や教職員、保護者への支援や配慮といったものを強くお願いすることと、もう一つ、こういった教育委員会事務局における対策、今後出さないための対策を議論するのが非常に重要であるということはもちろん言うまでもないですが、一方で、議論が加熱し過ぎてしまって注目が派生的に広がってしまうことで、被害者及び関係者が二次被害や強いストレスにさらされている可能性もあるということをぜひ忘れないで、今後も冷静な議論を進めていただきたいと切に願っております。これは意見になります。

下田教育長

ほかに御意見等ございますか。

森委員

御説明をありがとうございます。6ページに物理的アプローチ、人的アプローチとありますが、実際に現場においてはこういったいろいろなアプローチを基に、環境アプローチではないですが、どのように自分たちの環境に落とし込んでいくかという、そこはとても大事なポイントなのではないかと思います。実際に環境という内容は、物理的なところ、人的なところ、あちこちにちりばめられているので、それは考慮されていると思いますが、重層的アプローチについて御質問したいと思います。

実際に夏休み明けから学校現場の教職員にも総合対策をお伝えしたり、各現場でも議論であったり話合いは始まっているのではないかと思いますが、具体的に今どのような議論がなされ始めているのか、もししあれば教えてください。そこがとても大事だと思いますので、お願ひします。

丹羽学校教育部長

学校教育部長の丹羽です。各学校での議論の様子ということで、ある学校の例をお話しさせていただきたいのですが、ある学校では、校長が自ら子どもにとって安全・安心な学校とは、若しくは子どもにとって安全・安心な授業とはどのような学校かということを子ども自身に問いかけて、子どもを集めて校長と子どもが議論する機会を設け、その様子を実は動画に収めて動画を基に教職員が議論するという、そういった機会を設けている学校がございます。その後、教職員同士の議論を経てですが、教職員が子どもたちのメッセージを受け取って、自分たちの学校は安全で安心なのです、そういう学校に君たちは通っているということや、若しくはそういう学校にしていくということを、まさに教職員自らが、校長が先頭を切って宣誓していくような、そして、その宣誓したものを子どもたちに提示するようなことの準備を進めているといった学校もございまして、具体的な

議論がそこまで今、各学校で考えられているという一例でございました。以上です。

森委員

ありがとうございます。今みたいに学校全体で、校長はかなりの危機意識を持ちながら先頭を切って議論を進めてくださっている、みんなで考えている、そして、子どもたちがどうあってほしいかということを基にしていくというところはとても大切なポイントかと思います。ほかにもこれから事例も出てくると思いますので、どのように取り組んでいくとそんな環境が作っていけるかという部分をぜひまた共有いただければと思います。何か違和感を感じたら気付ける環境や、そもそも起きにくい環境を作っていくことと、何か起きないようなリスク的な感じの目線で物事を見ていく部分と、当然ながらその議論の中で出てくるであろうと思うのが、どうしたら学びの部分も萎縮していかないかというところを両方考えながら議論が進んでいくのではないかと思いますので、ここを萎縮し過ぎないような、どのような議論がなされていくかということもまたぜひ教育委員会事務局としてもサポートしていただきながら、学校の皆さんからすごく良い事例も出てくると思うので、教えていただきたいと思います。

もう一つ御質問ですが、「児童生徒アプローチ」のところですが、少し気になったのが、22ページに有識者からの助言ということで、いくつか大切な助言を頂いていると思っています。一つは、相談することへの心理的負担を考慮した相談窓口をということや、子どもは自分の回答が誰にどのように渡っていくのかも気にしますという御意見と、あと、包括的な機能を持つ窓口を設置するのも有効だという、こういったとても大切な御意見を頂いていると思います。右側に書いてある内容は非常にシンプルにまとめられていたので、実際に具体的にこの御指摘の内容をもう少し詳しくということと、あとはどう反映しているのか、していくこうと思っているのかを具体的に教えていただきたいと思います。例えば個人名を出しながら相談することは相当負担もあることだと思います。そのようなところも少し気になりましたので、教えてください。

住田不登校支援・いじめ対策部長

ありがとうございます。不登校支援・いじめ対策部長の住田です。まず、子どもたちが夏休みに入ってしまうことを非常に懸念して、こういった相談に乗れる窓口をすぐにでも開設しなければならないと考えたところで、西谷委員と池宗委員に御相談させていただき、手法としてまずすぐできるのは電話窓口ですが、電話窓口によるメリット・デメリット、ハードルの高さ・低さなども示唆いただきました。その中で出てくるのは、電話はすぐにはできるけれども、なかなかハードルが高いのではないかと思います。電話で相談するというのは、被害に遭われている方にとって、口に出すというのは非常につらいということを頂いた後に、相談フォームということを考えました。ただ、相談フォームはチャットのようにその中でやり取りするのは非常にスキルが要求されまして、返しの言葉一つ大変難しいということを御助言いただいております。その中でできることとしましては、匿名で相談できる。電話で専門的な知見を持ったスクールソーシャルワーカーから電話しても良いかどうか、その後電話でやり取りを続けたいかどうかということも一つその相談フォームの中に記載することになっておりまして、その後にしっかりとやり取りできる状態を反映させています。それが先ほど冒頭に申しました、実際にはそこまでつながっておりません。それが現実だと教育委員会事務局は認識しているので、今後、この相談フォームは現在、継続中ですが、どのような形にするのが良いのか、また、資料にも対策検討委員からの助言としてアンケートということがあります、直接的なアンケートは二次被害を生むという

	ことも言われていますので、どういった形で相談事を今後発出できるようにするのか。生活アンケートの中で何を項目に入れていくのかということもまたいろいろ示唆を頂きながら、二次被害を絶対に生まないという決意の下、こういった相談体制を構築していきたいと考えております。
森委員	回答が誰にどのように渡っていくかというところについては、相談した後、このように扱いますと言いますが、右側の相談フォーム画面のところに書いてあるのでしょうか。
住田不登校支援・いじめ対策部長	実際にどのように扱われていくかということはしっかりと書いております。読みやすいように平仮名であったり、もちろん普通に漢字を使ったものであったり載せてあります。
森委員	今、一番冒頭に御説明があったように、すごくスピードを重視して作ってこられたということと、これを更にブラッシュアップしていくという話があつたので、ぜひ実際にどのような状態だともっと相談しやすくなるのかなど、その意見そのものもフィードバックを得ないとブラッシュアップはできないと思いますので、そこもぜひお願いしたいと思います。それも考えているのでしょうか。
住田不登校支援・いじめ対策部長	現状では今、冒頭8件と申しましたが、そういった8件の中身も含めて今後、このままずっと継続することが教育委員会事務局も必ずしも良いとは思っていませんので、ブラッシュアップの方法も含めてこの取組自体がブラッシュアップされていくものだと思います、そのうちの一つだと考えておりますので、今後も継続的に取り組むことになっても、そこはしっかりとブラッシュアップしていくということを考えていきたいと思います。
並河不登校支援・いじめ対策課長	不登校支援・いじめ対策課長の並河です。詳細を少しだけ補足させていただきます。今の相談フォームの中では、教育委員会事務局につながって、この相談フォームには教育委員会事務局の職員が対応しますということを明記しております。ただ、専門家からは、教育委員会事務局というだけではなくて、例えですが、弁護士につながることでよりそこが守られると言いますか、子どもの権利としてしっかりと守られることが相手に伝わるような仕組みも必要なのではないかなど、そのようなことを含めて、先ほど森委員御指摘のような御意見を頂いておりますので、夏休み前に立ち上げる対策としてはそこまでいかなかつたのですが、今後の仕組みとしては、相談フォームの先で専門家にしっかりとつながって子どもたちが相談フォームに勇気を持って声を上げてくれたときには、救済につながるということを仕組みとして作り上げてまいりたいと考えております。以上です。
下田教育長	ほかにございますか。
植木委員	いろいろな対策を考えていただいているということは分かりました。今、相談窓口の件でお話がありましたので、私からも引き続き相談窓口の件で伺わせていただければと思います。まず、いろいろな案件が夏休み中にもあって、今、安心して登校できる状況につなげられているとおっしゃっていたのですが、これは相談してきた御本人にはどういった形で伝わるのでしょうか。

住田不登校支援・いじめ対策部長	不登校支援・いじめ対策部長の住田です。先ほども冒頭申し上げましたとおり、電話による返しが必要ですかということに、電話はもうしたくないということがありましたし、また、匿名の電話や相談フォームに入れていただいている方が非常に多いです。実際には学校、所管課を通して改善を図っているところで、その状態は、教育委員会事務局は誰ということは分からぬですが、その方には当然見えていたり届いているものだと思っております。
植木委員	専門家の御意見でも、自分の回答が誰にどう伝わっていくのか、そして、どう処理されたのかというのは、やはり相談する側としてはすごく不安、心配なところだと思います。それが結局、自分が相談したことがどう対応されたのかも分からぬ状況で、ただ安心して登校できる状況になっていますよというのではなくなか納得がいかないのかなと思っているのですが、その辺りはこれからどのように改善されていくおつもりでしょうか。
並河不登校支援・いじめ対策課長	不登校支援・いじめ対策課長の並河と申します。御相談の中には大きく2種類ございまして、匿名のものと、名前若しくは学校名だけでも教えていただける場合というのがございます。学校名だけでも分かる場合には、当然個人が特定されればその方にしっかりとどのような対処をしていくのか、今後学校はどのように変わっていくのかという部分をお伝えしていく対応になりますし、学校名でも分かれば広く、今学校はこういう姿勢でこういうことに向かっていますということを発信していくことで、何らか勇気を持って上げていただいた声については、お答えを返していくということをしっかりと行ってまいりたいと思います。ただ、現状、今寄せられている相談、先ほど8件と申しましたが、多くがお子さん自身ではなく保護者からの相談、教育委員会事務局は児童生徒向けということで窓口を立ち上げましたが、実際寄せられているのは保護者からになりますので、今、実際の対応としては保護者に返しているというものが多くなっています。
植木委員	相談を受けて、児童生徒や保護者の方から御相談を受けた内容でどう対応されたのか、実際にそれがどう動いていくのかというのを、相談した方だけでなく周りにも、個人情報が分からぬよう形であっても、児童生徒向け専門相談窓口に相談をすれば嫌なことがなくなるというのが分かるような、そういった仕組みにこれからしていかないと、相談をしたが何の解決にもならなかつたということで、しっかりと動いていてもそのような誤解をされると、せっかく相談窓口を作ったものが残念な結果になってしまふと思うので、その辺りは十分、いろいろなケースがあると思いますが、対応していただければと思います。

また、今回いろいろな対策を打たれたとあります。新しい取組、専門の方の御意見を入れて考えているという御報告をいただいているのですが、残念ながら今まで不祥事事案が起きております。そのたびごとにいろいろな対策を取られている。その対策が功をなさなかつた理由というのを考えてからでないと、新しい形で取組をしたとしても、同じようなことが起きてしまう可能性があると思っております。特に、例えば私用携帯端末などを持ち込んではいけないというのは、決まっていたことだと思います。それがなぜ具体的に守られなかつたのか。学校現場でどうしても私用携帯端末を使わざるを得ないケースというのも今まであつたと思っております。それについて今後、今、ガイドラインをまとめられているということですが、具体的に学校運営に問題がないように、そして児童生徒の安心・安全を守るためにどういった形で決めていくとされているのか、今考えて

三島教育行政監

いる方向性等があれば教えていただきたいと思います。

ありがとうございます。教育行政監の三島です。スマートフォン、私用携帯端末の関係につきましては要綱が定められております。ただ、とてもシンプルな要綱で、私用の携帯端末は使用してはならない、ただし、特に許可を得た場合はこの限りでないというような条文が定められておりました。植木委員御指摘のとおり、実際問題として私用携帯端末に頼らざるを得ない部分なども一部にありましたので、運用がはっきりされていない状態になってしまっていたというところがございます。今回このような事件も発生しましたので、改めてその辺りの取扱いをはっきりと整理して、抽象的な条文だけですとどうしても解釈に差が出てしまうというところもありますので、はっきりと駄目な場合、良い場合、使って良い場合にもどのような手続が必要なのか、その辺りをガイドラインという形で明確化して全職員に共有していくことによって、徹底していくというのがまず一つございます。

一方で、今申したとおり、実際問題、私用携帯端末に頼っていた部分があつたのを放置したまま一方的に禁止するだけでは、教育のパフォーマンスが低下するということを考えられますので、代替策をどのように講じていくのかというところも並行して検討していくというのが今回の物理的アプローチとなっております。

植木委員

今まで悪意を持って対応した方が今回こういった不祥事を起こしてしまった。ただ、悪意ではなくて本当に学校の教育の中で使わなければいけないと書いていた方たちの御意見をしっかりと聞いてでないと、これは仕方がないよねというような形で、どんどんまたガイドラインが、仕方がないことだからというようなことで守らないでも良いような形に皆さんが思ってしまうような事態にならないように、そのところは、今の実態と、なぜ今まで守らないでも良かったと思っていたのか、その辺りの意識をしっかりと確認してからでないと、新しい対策を打っても同じことになってしまうと思うので、そこは十分お気を付けいただきたいと思いますが、その辺りはいかがですか。

原田法務ガバナンス室長

法務ガバナンス室長の原田でございます。御指摘いただきました私用携帯端末の点ですが、実は今、校長がそれぞれの校種で集まる会議に法務ガバナンス室で対策の御説明をさせていただいております。まさに植木委員がおっしゃったような視点で、当然、原則、利用禁止ということと、そのことについて悪意を持ってさせてはいけないということは校長も御理解されていますが、一方で、例えば児童生徒の緊急的な安全などに使うような可能性というところで、現状のルールでも原則禁止ですが、校長が許可をした場合には使って良いというルールになっております。そういうところのルールをもう少し分かりやすくしてほしいという御意見を、現に先日も複数頂戴してまいりました。そういうことを法務ガバナンス室が確認したときに、今後、ガイドラインを策定する所管課と直ちにそのことを共有しまして、しっかりとガイドラインを作っていくます。ガイドラインも一度作っただけではなくて、状況に応じて今後更新するということも踏まえ、しっかりと学校現場の声を生かしながら作っていきたいと考えております。

植木委員

いろいろとお話を聞いていただいているということはありがとうございます。ただ、例えばですが、校長が許可したものは利用できるとなったときに、その教職員が撮っているものが許可を受けて撮っているものなのか、それともそうでな

いものなのかなというのは、児童生徒には分かりにくいと思います。撮っている御本人は許可を取っていると思っても、これは校長が認めているものなのかなどうかというのが児童生徒にはつきり分からなければ、児童生徒は安心できなくなってしまう。そういう事態になっていますので、その辺り、教職員だけが分かるのではなくて、保護者の皆さん、地域の皆さん、そして児童生徒も、これは大丈夫な内容だというのが分かるように、そういうガイドラインにしていっていただければと思います。

また、学校は児童生徒を中心になって、教職員の皆さん、そして保護者の皆さん、いろいろな方が関係しています。それに加えて、いろいろな地域の方が見守ってくださっているのが学校だと思っています。今朝も私がここに来るときに、ちょうど学校の登校時間に当たると、地域の皆さん方が雨の中でしっかりと見守り活動をしていただいている。何かこういった案件が起きたときには、そういう方に何が起こってしまったのか、そしてどのようにこれから取り組んでいくのかというのをしっかりと伝える必要があると私は思っております。そのため、もちろん児童生徒の皆さん、保護者の皆さんに説明する、それで終わりではなくて、学校は地域の中で重要な役割を果たしておりますので、その部分も説明していく。そういう形を取っていただけたら良いなと思っているのですが、その辺りはいかがですか。

三島教育行政監

ありがとうございます。おっしゃるとおり、学校というのは地域の皆さんとの理解あってこそ運営していくものだと思いますので、まだこの頭の中でお答えできる具体策はないのですが、御指摘を踏まえて何ができるのか考えさせていただければと思います。

植木委員

最後になりますが、実は学校だけでなく子どもを取り巻くいろいろなところでの不祥事というのが残念ながら起きていると思っております。そのため、先ほど学校の横展開というお話をあったかと思いますが、こういった形でなるべく防げるように、起きないようにできるというものががあれば、それは必要なところにしっかりと共有していただく。そういうことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

三島教育行政監

教育行政監の三島です。残念な不祥事が本市においても他の部署でも発生しているというのは報道されているとおりですので、既に教育委員会事務局が行っている対策については、当該の局に資料等を渡して情報共有するようにしております。先ほど泉委員からも御指摘がありましたが、本当にいろいろな切り口がそれぞれの都市、また、それぞれの部署で考えられると思いますので、情報共有を密にしながら、お互いの対策の精度を上げていけるように取り組んでまいります。

下田教育長

よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第21号議案「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いいたします。

森長教職員企画部長

教職員企画部長の森長と申します。教委第21号議案についてお諮りさせていただきたいと思います。「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について」、御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び国

	家公務員の休暇等に係る人事院規則の一部が改正されたことに伴いまして、横浜市立学校に勤務する会計年度任用職員に適用される介護時間に関する規定の整備を図るため、今回、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正したいということで御提案させていただくものでございます。詳細につきましては、教職員労務課長から御説明申し上げます。
林教職員労務 課長	教職員労務課長の林です。資料3ページが改正議案となっております。別紙に説明資料をつけましたので、その資料で説明させていただければと思います。
	「1 改正の趣旨」ですが、先ほど申し上げましたとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律や国家公務員の休暇等に係る人事院規則の改正により、親族の介護が必要な場合に取得できる介護時間がより柔軟に取得できるように見直されることから、本市の正規職員と会計年度任用職員に適用される規則の一部が改正されます。そのため、市立学校に勤務する会計年度任用職員につきましては横浜市教育委員会規則で規定されており、同様の措置とするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正を行います。
	「2 改正する規則と主な内容」ですが、市長部局の休暇規則に準じまして、現行の介護時間の取得を勤務時間の始め又は終わりに限ることとする制限を廃止します。資料の表の現行の下線部分の表記を削除いたします。
	「3 施行期日」は、令和7年10月1日を予定しています。説明資料の2ページは新旧対照表になりますので、後ほど御覧いただければと思います。雑ばくですが、説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。
下田教育長	説明が終了しました。御質問があればお願いします。
森委員	もう少しあみ砕いて、何ができるようになるかを具体的に教えていただけますと助かります。
林教職員労務 課長	教職員労務課長の林です。ありがとうございます。現行、勤務時間の始めと終わりに引き続く時間帯しか取得することができないように制限されておりましたが、近年、勤務時間の途中の時間帯で親族の介護、通院の付添いなど、そういうものに用いるなどのニーズが想定されている状況になっておりますので、より柔軟な取得が可能となるように、勤務の途中の時間帯でも取得できるように改正するものでございます。
森委員	例えば10時から12時の間、中抜けして通院に付き添うことができるなど、そういうイメージですか。
林教職員労務 課長	はい。
森委員	分かりました。ありがとうございます。この両立支援の取組、ぜひ更に進めていっていただければと思います。
林教職員労務 課長	ありがとうございます。
下田教育長	ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

ほかに御意見がなければ、教委第21号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第22号議案「第5期横浜市教育振興基本計画策定の基本的方向について」、所管課から御説明をお願いします。

田中教育政策  
統括部長

教育政策統括部長の田中です。よろしくお願ひします。教委第22号議案についての御説明をさせていただきます。議案の裏面に「提案理由」を記載しておりますが、教育基本法に基づく法定計画である第5期横浜市教育振興基本計画を策定するにあたりまして、その基本的方向について、別添のスライド資料のとおり作成するものとなっています。内容の詳細につきましては教育政策推進課長から御説明させていただきます。

白井教育政策  
推進課長

教育政策推進課長の白井と申します。よろしくお願ひいたします。まず、教育振興基本計画とは何かから御説明させていただきます。教育基本法において「定めるように努める」とされておりまして、横浜市においては第4期の教育振興基本計画が本年度で終了することから、来年度から始まる次期計画に向けて、このタイミングでお諮りさせていただくものです。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において定めることとされている教育大綱ですが、教育大綱については文部科学省からの通知に、「教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができる」とあります。本市では、第4期横浜市教育振興基本計画のときから、当該計画をもって大綱に代えることとしております。

それでは、第5期横浜市教育振興基本計画の基本的方向性の御説明をさせていただきます。資料の見開きの2ページ目・3ページ目を御覧いただけますでしょうか。こども基本法、それから横浜市こども・子育て基本条例が施行された今、教育行政を進める上で何よりも大切にしないといけないことは、子どもの声を聞き、それを反映することであると考えております。そのため、今回の横浜市教育振興基本計画を検討するに際しても、子どもたちの声を聞くことからスタートいたしました。子どもたちに「今」何を大事にしているかとお聞きしますと、一つ目にありますとおり「自分のことを学びたい。苦手なことはどうしたら良いか考えたいし、得意なことは将来につなげたい」という声や、四つ目「友達と教え合ったり、アイデアを出し合ったり、クラスで行事に取り組んだり、協力しながらすることが楽しい」という声であったり、七つ目「自分の居場所を見つけたり、つくったりすることが大事だと思う。居場所があれば、安心して挑戦できる。」、このような声が聞こえてきました。こうした、子どもたちが大事にする、「今」を守りながら「未来」を生きる力を育むことこそが、今、求められていることだと考えております。

見開きで次のページ、4ページ目・5ページ目を御覧ください。こうした子どもたちが今置かれている状況に目を向けると、小学生で1日約4時間、中学生で1日約5時間、高校生で1日約6時間、インターネットを利用して人や世界とつながっているということが分かっております。それだけインターネットを利用したつながりの中で子どもたちが時間を過ごすことによって、SNS等をきっかけとした事故等もこの10年で約3倍にまで膨らんでいます。特に新型コロナウイル

ス感染症の影響は大きいなと思っておりまして、この傾向を加速させたことがデータからも明らかになっています。とはいって、こうした子どもたちを取り巻く環境から、例えばインターネットがなくなるとかデジタル化がストップするということが今後生じるとは思えませんし、むしろこの状況は更に加速していくということを念頭に、子どもが育む力を考える必要があるのではないかと考えています。

見開きの6ページ目・7ページを御覧いただけますでしょうか。また、そうした子どもたちが羽ばたく「未来」ですが、今よりももっと世界と瞬時につながり影響し合う社会になるだろうということや、今よりもっと地球規模の課題解決が求められる不確実性が高い社会になるだろうと考えています。こうしたことを探して、子どもたちが「未来」を創るために、そして、子どもたちの「今」を大事にしながら身に付ける力はどのようなものなのかということを考えていきたいと考えております。

見開き8ページ目・9ページ目のうちの8ページ目を御覧いただけますでしょうか。横浜市教育委員会事務局として、「子ども一人ひとりが『未来』を創るために必要なこと」として八つ、今の時点で言語化してみております。「自分の夢や目標、好奇心を持ち、生涯にわたって主体的に学び続ける力。」「学んだことを行動につなげ、社会と関わって自分の人生を主体的に生きようとする力。」「他者と出会い、他者を共感的に理解して合意形成をしたりする力。」「協働してよりよい社会を創造しようとする力。」「持続可能な社会の実現に向けて行動する力。」「多様な価値観や個性、背景を尊重し、共生する力。」「急速な社会の変化にも応じて、物事をよりよくしていこうとする意欲やそのために行動できる力。」「自分を大切にし、助けを求めて困難を乗り越えたり柔軟に対応したりするような、しなやかに生きる力。」このように捉えたらどうだろうかと考えております。この力を育むことを、横浜市教育委員会事務局、学校関係者、そして学校とつながってくださる市民の皆様も含めた共通の基本的な方向性として心に置きまして、次期計画期間4年間、教育行政を進めることとしてはどうだろうかと考えております。

結びになりますが、子どもの声を聞いて第5期横浜市教育振興基本計画を形づくっていくプロセスは、教職員や教育委員会事務局をはじめとする大人にとって、子どもが今を大事に生きて未来に向かっていく学びのために何ができるのか、何をすべきなのかを真剣に考え、その声を引き受ける覚悟と責任を新たにする時間でもあると考えています。今、子どもたちといろいろな対話を進めているところですが、こうした子どもたちにとっても、このプロセスに参画することで、自分にとって身近な社会である学校の今と未来を自分たちで創ったという実感と言いますか学びに少しでもつながってくれれば良いなと感じています。現状、こうした進捗状況にありますことを御報告させていただくとともに、こうした方向性で今後進めさせていただければということについて、御意見を賜ることができましたらと思っております。以上でございます。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問があればお願ひします。

綿引委員

ありがとうございます。大変簡潔・明瞭に御説明いただきました。特に素晴らしいなと思うのは、次の学習指導要領の中心をなす子どもたち主体の学習ということを軸にして、子どもたちの声を聞いてそれを反映していくとあります。冒頭の横浜市教育課程研究委員会研究協議会でもそうでございましたが、それが一つの横浜市の良さもあるなと思うので、これをぜひ深めていただきたいというの

がお願ひ事の一つでございます。

それから、6ページに書いていただいている地球規模の課題解決を求められるというところがとても大事だと思いますが、その意味で、子どもたちの力ということをいくつか列挙していただいて、詰めていくということですが、例えばもう少し上の上位概念で、グローバル・シチズンシップなど、良き地球市民をつくっていくなど、その中で横浜市が今まで取り組んできたグローバル教育など様々な活動が生きてくる。その中に、「GREEN×EXPO 2027」がある。そのような仕組み立てのような考え方でぜひ論議を深めていただきたいなと思います。そうすることによって、子どもだけではなくて良き地球市民をつくるという考え方を取れば、生涯学習の観点でも社会教育の観点でも、いろいろな教育政策全体にシナジーが効いてくると思いますので、そのようなことも考えていただけるとありがたいなと思います。以上です。

下田教育長

ほかに御意見はございますか。

緒方委員

資料作成、説明、どうもお疲れさまです。ありがとうございました。資料を見せていただいて、これから肉付けして作していくと思いますが、先ほど、子どもたちに参画を求めて第5期横浜市教育振興基本計画を作っていくとあります。私は素晴らしいことだと思います。私が思うのは、参画した結果、これからずっと先の話になりますが、第5期横浜市教育振興基本計画をつくった子どもたちと言いますが、皆さんの意見を持ち寄ってこういうものができましたよ、こういう取組ですから、横浜の教育というのはこういう形を取って進めていますよというところまでをしっかりとといいかないと、つくるところだけ意見をもらって、それは一体どうだったのとならないように、まだずっと先の話ですが、そのようになっていくと良いなと思いました。以上です。

下田教育長

ほかに御意見はございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。これからどのような計画を策定していくのかというときによく起きやすいのが、これまでの計画はこうでした、そのため、こういうことを変えていきますと、柱の具体から入ってしまいやすいところ、今回このようにどのような社会になっていくのかということと、その中で改めてどのように柱を考えていくのか、事業を考えていくのかというところを、しっかりとこのように場面設定していただきながら進めていただくということはありがたいなと思っています。

この資料の構成で見るのは今まであまりなかったので、改めてどうしてこのようなつくりにしたのかという意図もお聞きしてみたいなと思いました。ぱっと見たときに、私の中では2部構成になっているのかなと思いまして、4ページから8ページは、どのような社会になっていくのかというところから、その中でどのような力を育みたいのか、育む必要があるのかという社会から見ていく力。2ページから3ページについては、子どもたちがどのような力を育みたいのかという、どのような学びを求めているか、どのような学びをしていきたいかということ、両面からの構成になっているのかなと個人的に理解しました。

その中で、教育委員会事務局の皆さん提案としては、どういった社会になっていくのかというところでは二つのポイントを押さえていらっしゃって、一つは、子どもたちが過ごす空間の捉えを変え、私たちの見方を変えていく必要があるということで、リアルな世界とインターネットの中で過ごしている時間の長さ

みたいなことを踏まえた、子どもたちが接している情報など、AIのことも一つ敏感に捉えながら社会を見ていく必要があるということと、世界中が影響し合うという、そこを一つフォーカスポイントにしたということを認識しました。なぜこの二つが大切だと思ったのかということも、きっと思いがあつてこの二つにされたのかなと思うので、そこをもう少し理解したいと思いましたので、そこを二つの質問としたいと思います。

あと、生徒児童の声ですが、ちなみに、どのような問い合わせをしてこの答えになつていったのかなというのも気になりました。どのような質問をしたことによつて子どもたちがこういった声を出してくれたのかなというのもお聞きしてみたいと思いました。自分のことを学びたい、英語だけではなくほかの言語も学びたい、コミュニケーションは苦手だけれども、ありがとうと言われるうれしいなど、子どもたちの声の中でとても大切なキーワードがいっぱいあるので、どう引き出されたのかなということもお聞きしてみたいです。

最後に、御質問の御用意をいただきながらコメントですが、「子どもたちが一人ひとりの『未来』を創るために必要なこと」でいくつか点があつた中で、大切な具体的なポイントがあると、見ながら思いました。大きく分けてこの中のキーワードというのが、一つは、「生涯にわたって主体的に学び続ける力」が一番上にありますが、ここが横浜市として一つ大きなポイントとして定めていくことになるというのは思いましたし、そういった捉えの中で学校教育も捉えていくということがすごく大事だと思いますので、これはとても同意しています。

これが一つ目のとても大切だと思ったことと、あと、いろいろなキーワードで書かれていますが、二つ目は自治のことをキーワードにしているのだなと思いました。合意形成して、そして作っていくというようなことが書いてあるのですが、そのときに少し気になる言葉として、「他者と出会い、他者を共感的に理解して合意形成をしたりする力」とあります。当然ながら共感的に理解するということは大切だとは思うのですが、時には共感できない言葉や、自分には受け入れ難い言葉や考え方というのもあると思います。その中でも共感的にならなければいけないわけではないと思いますので、共感できないことに対してどのように理解するかということも、これからもっと多様な人たちと関係を作る中では必要になってくるときに、この言葉をどのように使うかは一つ議論の余地があるなと思いました。

三つ目のキーワードは、教育課程の中で、実はいくつかお聞きする中で、ニューロダイバーシティの話があったなと思い出しながらこの言葉を読んでいました。脳や神経の多様性ということで、人によって同じものを見てもその捉え方や見方が違うし、その中で見た上での処理の仕方が異なるよねという。それを障害や特性などという言葉ではなくて、一人ひとり違う神経の、脳のダイバーシティがあるということの中で、自分の理解、他者の理解というのは、子ども自身も教職員自身も、私たちここにいる社会の全員もというところが一つ、より必要だなというメッセージを受け取りました。そのため、大切な言葉がいっぱいちりばめられているので、それが最終的には一つの良い言葉や、多くの人にしっかりとこうのような教育を作っていくという絵か言葉か、最終的にフォーカスした言葉になっていくと良いなと思いながらお聞きしていました。質問と最後はコメントでしたが、質問に対してもお願いします。

いろいろと御質問いただきましたので、まず、まとめてお答えをさせていただきます。詳細の問い合わせ等については引き続き御説明させていただきたいと思っています。教育政策統括部長の田中でございます。まず、これからビジョンにあた

ります計画を策定していくにあたって、今、子どもたちが置かれている環境、子どもたちの世界というのは、大人が想像できる、それを超えたような世界にいると思っています。であるからこそ、大人が想像力を働かせて作るものではなくて、子どもが今置かれている世界はどういった状況なのか、子どもたちが何を考えているのかというところをしっかり聞き取った上でビジョンを作らないと駄目だらうと思っています。先ほど構成の話がありましたが、社会に置かれている今の背景、社会状況をまず捉えた上で、そこから帰納的に考えていく部分、それから、子どもに直接声を聞く。子どもが何を考えているか、どういった教育を受けたいと思っているのかというところを聞いた上で、そこから演繹的に考えていくもの、それを合わせた上でビジョンとしてのストーリー展開を考えていかなければいけないと思っています。当然、それはビジョンとしてストーリーを作っただけ終わりではなくて、子どもたちに計画をどのようにフィードバックしていくか、聞いた声がどういう形になったかというところはしっかり大切にしたいと思っていますので、声を聞くときは単にアンケートで聞くだけではなくて、対面で直接膝を突き合わせてお話しするという機会を大切にして作ってまいりましたので、そういう聞きたかったことも踏まえた上で、子どもたち、児童生徒にどう返していくかというところもしっかり考えていきたいなと思っています。具体的なストーリー展開はこれからになりますが、先ほど綿引委員からも御指摘いただきましたとおり、「GREEN×EXPO 2027」や直近に置かれている横浜市で行われるものなど、世界の動向の直近の動き、そういうものもしっかり取り込んだ上でストーリー展開ができるように工夫していきたいと思っています。具体的な問い合わせ、子どもに聞いた内容については引き続き御説明させていただきます。

白井教育政策  
推進課長

ありがとうございます。児童生徒に対しているいろいろな方法でお聞きしたり、対話したりしているのですが、対話のときは、例えばですが、学校生活で大事だと思うこととその理由というような形でお尋ねして、ワンフレーズで返ってきたときに、そこから対話を重ねていくという形であったので、まずその一つの問い合わせ聞いて対話してみるとことや、学校生活でやりがいを感じていること、夢中になれること、楽しいと思えることというような問い合わせもしています。あわせて、未来に向けて、これからどのようなことを学んでいきたいと思うかということをお聞きしたりしています。対話のきっかけ的にこの三つの問い合わせを使ったという感じです。

森委員

ありがとうございます。そういうた、ただ書面だけのアンケートではなくて、会いながら更に深める質問をしながら聞いていったということが分かって納得しました。もしできれば、これからもそういう場面を作っていくのですかね。上大岡にもハートフルセンターができましたが、学校に通っていない子どもたち、それが今、つらいと思っている子どもたちなど、学校に行けない、行きたくないと思っている子どもたちの声もとても大切なメッセージが含まれていると思いますので、ぜひそこも、その子どもたちにとって安心して話せる環境を、専門家の方々、いろいろな方の御意見をお聞きしながらセットしていただけるとうれしいなと思いました。お願いします。

白井教育政策  
推進課長

ありがとうございます。検討していきたいと思っていますし、一緒に作ること自体が、先ほど綿引議員からも御指摘いただきました、自治や参画すること自体の学びにつながったら良いなと思っているので、緒方委員から御指摘いただいた、どう返していくかと言いますか、子どもたちから頂くだけではな

くて、せっかく時間を使って頂いたものを、このように私たちは計画として受け止めたということをしっかりと伝えることも併せて検討していきたいなと思っています。

下田教育長

ほかに御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見がなければ、教委第22号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で本日の案件が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

田中教育政策  
統括部長

報告させていただきます。次回の教育委員会定例会は、10月3日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会会議については、11月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。事務局の報告は以上です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、10月3日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知いたしますので、御確認ください。

以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。傍聴・報道機関の方は御退席願いします。また、関係部長以外の方も退席してください。なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午後0時10分]